

足立区給付型奨学金 募集要項

令和 **9** 年度分

(令和 **8** 年度募集)

足立区教育委員会
学校運営部学務課助成係

目次

- 1 募集期間 1
- 2 募集人数・給付金額 1
- 3 給付期間 1
- 4 申込種別 3
- 5 応募資格 3
- 6 提出書類 14
- 7 提出・問い合わせ先 17
- 8 決定までの流れ 18
- 9 奨学生となった後について 19
- 10 よくある質問 19

足立区給付型奨学金 募集要項

1 募集期間

令和8年6月19日（金）から7月17日（金）まで【期限厳守】（P17 参照）

2 募集人数・給付金額

（1）募集人数

40人程度（予定）

（2）給付金額

入学金・授業料・施設整備費の実費相当額（上限あり）

ア 上限は入学金162万円・授業料及び施設整備費573万円

イ 入学金は新1年生のみ

ウ 施設整備費とは、学校等の施設設備の整備・維持を目的として学生等から徴収されるもの。例えば、施設設備費（料）、施設設備資金、施設費、施設維持費、教育充実費、暖房費等の名称で徴収するものが該当

エ 日本学生支援機構のサポートを受けられる場合、その金額を除いた額を給付

オ 「足立区育英資金貸付」「足立区奨学金返済支援助成」との併用は不可。
足立区給付型奨学金の奨学生として採用された場合、「足立区育英資金貸付」「足立区奨学金返済支援助成」は辞退していただきます。

【参考】入学金、授業料、施設整備費の平均必要額（年額）

区分	入学金	授業料 施設整備費	合計
国立大学	約 28万円	約 54万円	約 82万円
私立	文系	約 23万円	約 96万円
	理系	約 25万円	約 132万円
	医歯系	約 108万円	約 381万円
給付上限額	162万円	573万円	735万円

3 給付期間

令和9年4月から最短修業期間まで

※ 留年・退学した場合、留年・退学月までの給付となります。

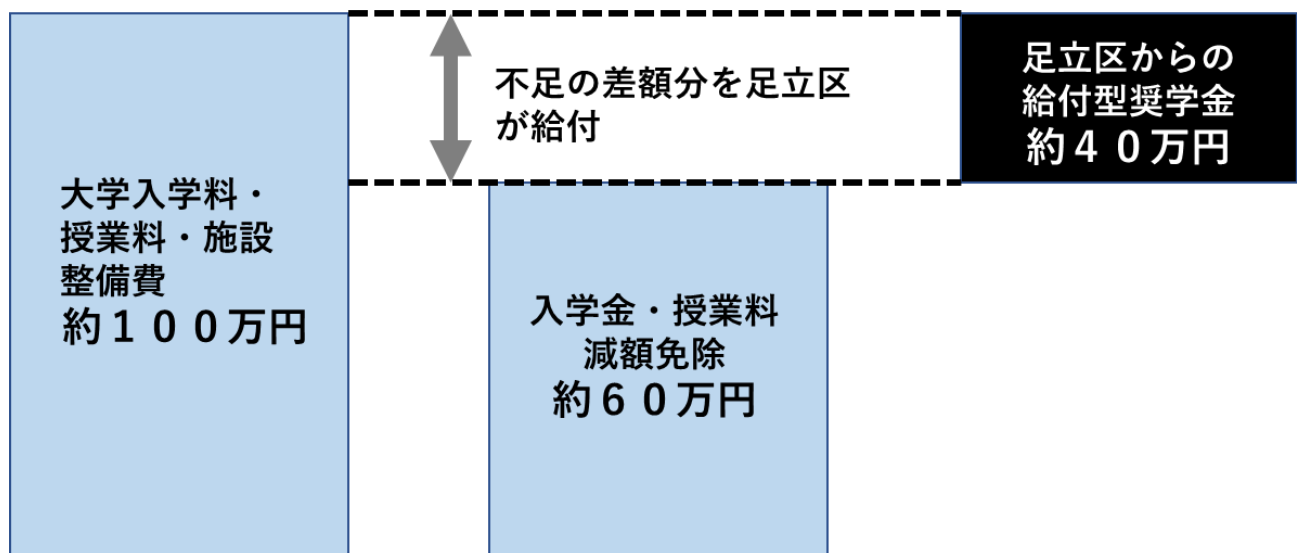
また、留年・退学月によっては、給付の一部を返還していただく場合があります。

※ 日本学生支援機構（JASSO）のサポートに関する注意点

足立区給付型奨学金の利用にあたっては、日本学生支援機構の「給付奨学金・授業料減免制度」を優先してご利用いただくことになります。そのため、**足立区給付型奨学金の奨学生となった場合は、進学先の学校等を通じて、日本学生支援機構への申込手続きを必ず行ってください。**また、授業料減免制度は、進学先の学校で別途手続きが必要になります。

なお、日本学生支援機構からサポートを受けることが決定した場合は、下記のとおり、**区の給付を減額します**。また、授業料等を納めた後に授業料の減免が決定し、大学等から一部返還された場合は、**区に返還していただきます**。

【例】日本学生支援機構からのサポートだけでは不足する場合



4 申込種別

(1) 通常申込 (成績 4.0 以上)

平均 4.0 以上の方は申込後、一次審査へ (P.18 のとおり)

(2) 特別申込 (成績 4.0 未満)

区が実施するテストで上位の方のみ、一次審査へ (P.18 のとおり)

5 応募資格

応募にあたっては、以下 4 点を**すべて**満たす必要があります。

(1) 在学要件：大学等に入学予定または在学していること

※1 「**確認大学等**」が対象

※2 高校卒業年度の翌年度初日から 2 年以内に進学していること

(2) 年収要件：世帯年収が基準以下であること (目安：4 人世帯 800 万円)

→本人・生計維持者の『**税額控除前区市町村民税所得割額**』
の合計が **227,100 円以下**

(3) 居住要件：生計維持者が引き続き 3 年以上足立区に住民票があり、かつ居住していること

(4) 成績要件：5 段階評価で **4.0 以上**であること。ただし、**4.0 未満の場合**は、**区が実施するテストを受験することで応募は可能** (テストの実施概要は、P.13 参照)

(1) 在学要件

次のいずれかに入学予定または在学していること (応募時は、進学先未定でも可)。

ア 大学

イ 短期大学

ウ 高等専門学校 (4 年次から 5 年次)

エ 専修学校 (修業年限 2 年以上の専門課程)

※1 確認大学等とは？

国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校 (**確認大学等**)
が対象です。詳しくは、文部科学省ホームページでご確認ください。

【文部科学省ホームページ】

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



※ 2 大学等への入学時期について

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の初日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人（2浪まで可）
(令和7年3月末卒業の場合、令和9年4月1日までに入学した人が対象)

(2) 年収要件

本人と生計維持者の「税額控除前の区市町村民税所得割」の合計が、次の基準額以下であること。

基準額 227,100円以下

ア 今回の募集では令和8年度住民税情報（令和7年收入）で確認します。

※ 生活保護受給中の方は0円とします。生活保護受給証明書をご提出ください。

イ 以下の書類で確認できます。

(ア) 住民税課税証明書

(イ) 住民税納税通知書

(ウ) 給与所得等にかかる特別徴収税額の通知（納税方法が特別徴収だけの場合に
限ります）

ウ **課税標準額×6%** でも計算できます。

エ 「マイナポータル」を活用することで、課税標準額を調べることができます
(マイナンバーカードが必要です)。

【モデルケース】

人数	世帯構成	年収目安
2人	本人、ひとり親	750万円
3人	本人、ひとり親、中学生	750万円
4人	本人、親①（無収入）、親②、中学生	800万円
4人	本人、親①、親②、中学生	親①500万円 親②400万円
5人	本人、親①、親②、大学生、中学生	親①600万円 親②350万円

※ あくまでも目安です。世帯構成や障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象になる場合や、下回っていても対象にならない場合があります。

【質問】 生計維持者とは？

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。

※ どちらか一方が無収入であっても、原則父母です。

※ 死別や離別を除き、単身赴任中等で区外に別居している場合でも生計維持者となります。

詳しくは、日本学生支援機構のホームページに記載されている「生計維持者について」をご確認ください。

【生計維持者について（日本学生支援機構 HP）】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



【具体例】

① 父母ともにいる場合	生計維持者
父母と同居・別居（一人暮らし）	原則父母（2名）
父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※事実婚も含みます。 ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。

② 父母が離婚調停中	生計維持者
父母が離婚調停中	原則父母（2名） ※離婚調停中でも原則父母となります。
父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）

③ 父母が離婚	生計維持者
父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。

④ 父母どちらか又は両方と死別、 又は意識不明	生計維持者
父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。

⑤ あなたが生計維持者となる場合 （独立生計）	生計維持者
あなたが社会的養護を必要とする人に該当する場合	あなた（1名）

【見本 3】 特別徴収税額の決定通知

給与収入	課税標準	税額	給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書
(摘要)			住所・氏名
			公印

※ 納税方法が特別徴収だけの場合に限りま

税額	特別区民税	税額控除前所得割額④	173	580
		税額控除額⑤	66	990
		所得割額⑥	106	500
		均等割額⑦	3	500
	都民税	税額控除前所得割額④	115	720
		税額控除額⑤	44	660
		所得割額⑥	71	000
		均等割額⑦	1	500
		特別徴収税額⑧	182	500
		控除不足額⑨		
		既充当額⑩		
		既納付額⑪		
	差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)	182	500	
	変更前税額⑫			
	増減額(⑧-⑫)			
	変更月		月	

(3) 居住要件

奨学金を受けようとする者の生計維持者が申請日において引き続き 3年以上足立区に住民票があり、かつ居住していること（奨学生本人の居住要件は問いません）。

※ 生計維持者が足立区外に転出した場合は、転居日の属する月までの給付となります。

(4) 成績要件

ア 通常申込の場合

申し込み時までの成績が平均 4.0 以上（5 段階評価）

(ア) 成績の期間について（申込時の学年別）

(例 1) 高校 3 年生 : 高校 1 年生から 2 年生までの成績

(例 2) 浪人生 : 高校 3 年間の成績

(例 3) 大学 1 年生 : 高校 3 年間の成績

(例 4) 大学 2 年生 : 大学 1 年生の成績

(イ) 成績の換算について

成績の換算方法については、以下の表を参考にしてください。

※ 単位不認定、不合格については 1 点とします

※ 評価不能な科目については計算から除外します。たとえば、評価が「認定」か「不認定」だけの場合は換算できないため除外します。

【3 段階評価】

3 段階	換算評価
3/S	5
2/A	3
1/B (不合格)	1

【4 段階評価】

4 段階	換算評価
4/S	5
3/A	3.67
2/B	2.33
1/C (不合格)	1

【5 段階評価】

5 段階評価	換算評価
5/S/秀	5
4/A/優	4
3/B/良	3
2/C/可	2
1/D/ (不合格)	1

【6 段階評価】

6 段階	換算評価
6/S	5
5/A	4.2
4/B	3.4
3/C	2.6
2/D	1.8
1/E (不合格)	1

【7 段階評価】

7 段階	換算評価
7/S	5
6/A	4.33
5/B	3.67
4/C	3
3/D	2.33
2/E	1.67
1/F (不合格)	1

【8 段階評価】

8 段階	換算評価
8/S	5
7/A	4.43
6/B	3.86
5/C	3.29
4/D	2.71
3/E	2.24
2/F	1.57
1/G (不合格)	1

【9 段階評価】

9 段階	換算評価
9/S	5
8/A	4.5
7/B	4
6/C	3.5
5/D	3
4/E	2.5
3/F	2
2/G	1.5
1/H (不合格)	1

【10 段階評価】

10 段階	換算評価
10/S	5
9/A	4.56
8/B	4.11
7/C	3.67
6/D	3.22
5/E	2.78
4/F	2.33
3/G	1.89
2/H	1.44
1/I (不合格)	1

【11 段階評価】

11 段階	換算評価
11/S	5
10/A	4.6
9/B	4.2
8/C	3.8
7/D	3.4
6/E	3
5/F	2.6
4/G	2.2
3/H	1.8
2/I	1.4
1/J (不合格)	1

(ウ) 成績の換算例について

【例1】 5段階評価の場合

5段階評価	換算評価	科目数	評価×科目数
5/S/秀	5	12	(5点×12科目=)60
4/A/優	4	6	(4点×6科目=)24
3/B/良	3	2	6
2/C/可	2	2	4
1/D/不可 (不合格)	1	1	1
合計		23	95
平均			(95点÷23科目=) 4.1

「評価×科目」の合計95点÷23科目 = **4.1**

※ 4.13の小数点第二位を四捨五入

GP や点数評価でなく、

「S,A,B…等の何段階評価か」で判定します

【例2】 8段階評価の場合

8段階	GP	評価	換算評価	科目数	評価×科目数
S	4.0	100~90	5	9	(5点×9科目=)45
A+	3.5	89~85	4.43	10	(4.43点×10科目=)44.3
A	3.0	84~80	3.86	3	11.58
B+	2.5	79~75	3.29	4	13.16
B	2.0	74~70	2.71	3	8.13
C+	1.5	69~65	2.24	2	4.48
C	1.0	64~60	1.57	1	1.57
F (不合格)	0	59~0	1	1	1
認定・不認定	なし	なし	なし	関係なし	関係なし
合計				33	129.22
平均					(129.22点÷33科目=) 3.9

「評価×科目」の合計129.22点÷33科目 = **3.9**

※ 3.91の小数点第二位を四捨五入

【質問1】 次のように成績をつけているが、どのように計算すべきか。

S:100～90点 A:89～80点 B:79～70点 C:69～60点

D:59～0 (不合格/単位不認定) E:評価不能(評価が「認定」か「不認定」だけ)

【回答1】 5段階評価で換算 (S:5、A:4、B:3、C:2、D:1、Eは除外)

・Dは不合格/単位不認定で、1点として計算する。

・Eは評価不能のため除外する。

→ 評価がつくS、A、B、C、Dの5段階で換算を行う。

【質問2】 次のように成績をつけているが、どのように計算すべきか。

S:100～96点 A:95～80点 B:79～70点 C:～60点

D:59～0 (不合格/単位不認定) E:評価不能(評価が「認定」か「不認定」だけ)

※ 質問1との違い：S、Aの点数幅が異なる。

【回答2】 5段階評価で換算 (S:5、A:4、B:3、C:2、D:1、E:除外)

・点数幅はあるが評価不能以外のS～Dで評価する。

【質問3】 成績は単位数と科目数どちらで計算すべきか。

【回答3】 科目数で計算する。

例えば次の場合は3科目で計算する。

科目	単位数	成績 (5段階評価)
数学ⅠA	2単位	成績5
数学ⅡB	2単位	成績3
英語	1単位	成績1

5点+3点+1点=9点 → 9点÷3科目=3点となる

※ 9点÷5単位ではない

イ 特別申込の場合

成績が 4.0 未満の場合でも、区が実施するテストを受験することで申し込みが可能です。

テストの実施概要

1 実施日時

令和 8 年 8 月 2 2 日 (土) 1 3 時 0 0 分から 1 6 時 1 0 分 (予定)

なお、台風等で実施できない場合は、令和 8 年 8 月 3 0 日 (日) に延期します。
延期する場合は、区ホームページでテスト実施の当日 9 時に周知します。

2 実施場所

足立区役所中央館 2 階庁舎ホール (足立区中央本町 1-17-1)

※8 月 30 日に延期の場合：足立区勤労福祉会館第 1 ホール (綾瀬 1-34-7-102)

3 受験科目

- (1) 文系：国語、英語の 2 科目
- (2) 理系：数学、英語の 2 科目

4 テスト内容

- (1) レベル
共通テストレベル (高校 3 年生 1 学期までの範囲)
- (2) 出題形式
マークシート方式、各 8 0 分
- (3) 科目
 - ア 国語：共通テスト国語に準じる (古文、漢文を含む)
 - イ 英語：共通テスト英語に準じる (リスニングなし)
 - ウ 数学：共通テスト数 I ・ A および数 II ・ B ・ C に準じる

5 スケジュール

- (1) 受験票を発送 【令和 8 年 8 月上旬 (予定)】
- (2) テストを実施 【令和 8 年 8 月 2 2 日 (土)】
- (3) テスト結果 (合否) を通知 【令和 8 年 1 0 月末 (予定)】

※テストで上位(15~20%)の方のみ通常申込と同様、一次審査へ (P.18 のとおり)

6 注意点

応募が 2 0 0 人を超えた場合、会場の都合上、受験者を抽選させていただきます。ご了承ください。

6 提出書類

以下4点をご提出ください。

- (1) 足立区奨学生候補者申請書
- (2) 学修計画表
- (3) 成績等を証明する書類（学校発行の成績証明書・調査書等）
※ テストを受ける方は提出不要
- (4) 令和8年度住民税課税証明書（※ 該当者のみ）

【こちらからダウンロードできます。オンライン申請もこちら。】

[https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/
k-kyoiku/shochu/202212kyuufugatasyougakukin.html](https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/202212kyuufugatasyougakukin.html)



(1) 足立区奨学生候補者申請書

以下の内容を、記入してください（オンライン申請の場合は入力）。

なお、通常申込（成績 4.0 以上）と特別申込（成績 4.0 未満）では申請書が異なりますので、どちらかを選択のうえ、申し込んでください。

また、特別申込（成績 4.0 未満）の方は、テストの受験科目（文系又は理系）を必ず選択してください。

ア 申請者（学生本人）

- (ア) 氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報
- (イ) 在学学校・進学予定先・学年・学部
- (ウ) 成績（※ テストを受ける方（特別申込の場合）は記入不要）
- (エ) 税額控除前区市町村民税所得割額

イ 生計維持者

- (ア) 氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報
- (イ) 税額控除前区市町村民税所得割額

(2) 学修計画表

以下「ア」から「エ」の内容をすべて含めたうえで、自分自身の言葉で述べてください（文字数 1,000 字以上 1,200 字以内）。

- ア 将来やりたいこと
- イ 将来に向けて、これまでの経験を踏まえて学んできたこと
- ウ 将来に向けて、今後どのように学んでいきたいか
- エ 将来どのように地域や社会に貢献していきたいか

※ 氏名、フリガナ、在学学校（学年）、進学希望校名・学部等を記載した指定の表紙を添付すること

※ 必ず原稿用紙（横書き・20×20）を用いて作成すること

※ 手書き、パソコン等での作成いずれも可。手書きの場合は濃くはっきり読めるように記入すること

(3) 成績等を証明する書類

P.9「(4) 成績要件」をご確認のうえ、必要な学校の成績証明書を提出してください。添付資料は「成績証明書」という名称に限りません。客観的に成績が分かる書類を添付してください。

【成績等を証明する書類の提出について】

- ①高校の証明書類を郵送または窓口持参
(オンライン申請の場合には別途郵送または窓口持参)
- ②大学・専門学校等で成績がネット等で通知される場合は、画面のハードコピー（成績、学生氏名、学校名、成績評価基準の記載のあるページ）を、郵送またはオンライン申請システムにて添付可。

(4) 令和8年度住民税課税証明書（被扶養者を除く本人・生計維持者全員分）

令和8年1月1日時点で足立区に住民登録があり、住民税の申告をしている場合は提出不要です。なお、住民税の申告をしていない場合は審査ができませんので、ご承知おきください。

※生活保護受給中の方は、原則「生活保護受給証明書」をご提出ください。

令和8年1月1日時点で足立区に住民登録していましたか？

はい

いいえ

令和8年1月1日の住民登録地で所得金額・扶養人数が記載されている証明書【令和8年度住民税課税証明書等】をご提出ください

次のいずれかに該当しますか？

- ① 給与所得者（会社員、パート、アルバイト等）の方で、勤務先から足立区に給与支払報告書が提出されている。
- ② 公的年金受給者である。
- ③ 上記①②以外の方で、確定申告、または住民税の申告が済んでいる。
- ④ 上記①②③に該当する方の「税法上の扶養」になっている。

はい

いいえ

税証明の提出は不要です。

税務署で確定申告を行ってください。
または、区役所課税課で、住民税の申告を行ってください。

【質問1】 課税される所得がない場合、申告は不要ですか？

【回答1】 申告をしなかった場合は「未申告」となり、「非課税」の決定がされません。その場合、審査ができませんので申告をお願いします。

【質問2】 専業主婦・専業主夫で配偶者の扶養に入っているのですが、税の申告が必要ですか？

【回答2】 配偶者の方が扶養者として申告をしていれば不要です。

※その他【外国籍の方の場合】

以下の①～⑤に当てはまる方は、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し等、在留資格・期間が明記されているものの写し（いずれか1点）の提出が必要です。

①法定特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等 ⑤定住者で将来永住する意思がある人
以下の⑥に当てはまる方は、上記の書類に加えて、「出入国記録の写し」が必要です。

⑥家族滞在で次の条件をすべて満たす人

12歳に達した学年の末日までに日本国に入国した人もしくは日本国の小学校を卒業した人

日本国の中学校を卒業した人

日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人

大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

※上記①～⑥以外の場合(留学等)は、本奨学金申込の対象外です。

7 提出・問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階
足立区教育委員会 学務課助成係 給付型奨学金担当
TEL 03-3880-5977 (直通) 平日9時～17時

(1) 窓口で提出する場合

締切日7月17日(金)の午後5時まで(厳守)

(2) 郵送で提出する場合

締切日7月17日(金) 必着

(3) オンライン申請システムで提出する場合

締切日7月17日(金)の午後5時まで(受付終了)

【申込にあたっての注意事項】

- ア 締切後に到着した書類は受けつけません。
- イ 期日までに書類が提出されても不備があり、期日までに訂正等ができない場合は、申し込みを受けつけません。例年、書類不備等が見受けられますので、余裕をもった申し込みをお願いします。
- ウ 郵送事故等ご不安な方は、簡易書留やレターパック等送付記録が残る郵便種別で送付してください。郵送事故であっても締切後の申し込みは受けつけません。
- エ 郵送料は、ご本人負担でお願いいたします。
- オ 申請書類は返却できません。
- カ 提出書類を偽るなど、不正な手段により採用候補者の決定を受けたと認められる場合は、当該決定を取り消します。

8 決定までの流れ

(1) 一次審査（書類による選考）

所得・学修計画表（作文）を基に書類選考を行います。所得 100 点、学修計画表（作文）100 点の合計 200 点満点で点数をつけ、点数の高い者から順に順位付けを行います。

ア 所得は下表に基づき得点をつけます。

イ 学修計画表（作文）は複数の採点者が採点し、100 点満点で得点をつけます（学習意欲、知識、文章構成力、その他の能力等について見ます）。

※ 同点の場合、「生計維持者の足立区居住年数」が長い方を優先します。

区民税（所得割）	点数
100 円未満	100 点
22,800 円未満	90 点
45,500 円未満	80 点
68,200 円未満	70 点
90,900 円未満	60 点
113,600 円未満	50 点
136,300 円未満	40 点
159,000 円未満	30 点
181,700 円未満	20 点
204,400 円未満	10 点
227,100 円以下	0 点

(2) 二次審査（面接による選考）

一次審査を通過した方のみ、面接による選考を行います。一次審査終了後、全員に結果を通知します（**10月末**）。その際、一次審査通過者には面接日時をお知らせします。

ア 面接は11月の土曜日又は日曜日を予定しています。

イ 面接を受けられない場合は、申請却下となります。

(3) 足立区育英資金審議会による審議

二次審査後、審議会にて、最終的な奨学生採用候補者を決定します。

※ 審議会終了後に、二次審査を受けた方に対して、最終的な結果通知（採用候補者決定通知）を送付します。

(4) 採用候補者決定

令和8年12月末（予定）

9 奨学生となった後について

(1) 奨学生としての適格基準について

1年に一度、成績証明書と区が定める現況報告書（※）を提出していただきます。

そのうえで、修業年限で卒業できないことが確定した場合は、奨学生としての決定を取り消すことがあります（廃止）。なお、卒業できないことが確定した場合であっても、すぐに廃止となるものではなく、卒業できなくなった事情等を報告していただき、当該事情等を考慮のうえ、最終的に判断します。

※ 現況報告書の主な記載事項

- ① 学生生活で力を入れたこと（学業及び学業以外）
- ② 学校生活で困っていること など

(2) 所得要件の継続について

1年に一度、所得要件の確認を行います。

「税額控除前区市町村民税所得割額」が基準額227,100円を超過した場合、給付を取り消します。

例えば、2年生前期の時点で所得が基準を超過していた場合、3年生前期分から給付を取り消します。

(3) 日本学生支援機構の給付・授業料減免への申し込みについて

「日本学生支援機構の給付奨学金・授業料減免制度」の申込状況について確認を行います。そのため、進学先の学校等を通じて、日本学生支援機構への申込みを必ず行ってください。

(4) 区の施策・事業等へのご協力について

採用決定者には年に数回（不定期）、区の施策・事業等について、ご意見をいただく等のご協力をお願いすることがあります。ご了承ください。

10 よくある質問

(1) 通常申込と特別申込（テスト受験）の両方の申し込みはできますか？

両方の申し込みはできません。両方申し込みをされた場合は、申し込みが無効となりますので、ご注意ください。

(2) 応募時点で、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金に申し込む必要はありますか？

応募時点で、日本学生支援機構の給付奨学金への申込みが完了している必要はありません。ただし、足立区の給付型奨学金の奨学生となった場合は、進学先の学校等を通じて申込みを行っていただきます。

(3) 大学院への進学を希望しています。申し込みはできますか？

大学院への進学は対象外です。

(4) 生計維持者は父母ともに足立区に3年以上居住している必要がありますか？

原則そうです。ただし、例えば単身赴任や離婚調停中等を理由に、生計維持者の1人が区外にいても、もう1人が足立区内に3年以上居住していれば問題ありません。生計維持者2名として申し込みください。

(5) 成績が5段階評価ではないのですが、どのように計算すればいいですか？

募集要項 P.9～12 の換算表等を参考に計算してください。

(6) 世帯収入がモデルケースギリギリの金額です。応募できますか？

募集要項 P.7～8 を参考に確認してください。

(7) 採用候補者となったが、大学に合格しなかったらどうなりますか？

令和9年4月に大学等へ進学しない場合は、採用候補者の資格は失われます。

(8) 給付金額はいくらですか？

実際に支払った「入学料」「授業料」「施設整備費等」の金額です。

実習・実験費、教材費等は含まれません。日本学生支援機構給付奨学生の方は上記金額より日本学生支援機構からの入学料・授業料等減免金額を差し引いた金額となります。

(9) 奨学金はいつ支払われますか？

① 日本学生支援機構給付奨学生の方

授業料減免後の金額を学校へ支払ったことがわかる書類を区へ提出後

② 日本学生支援機構給付奨学金の申請・手続中の方

(ア) 不採用となった場合：学校へ支払ったことがわかる書類を区へ提出後

(イ) 採用となった場合：授業料減免後の金額を学校へ支払ったことがわかる書類を区へ提出後

※上記①②いずれの場合も、入学（進級）前に給付するものではありませんので、ご注意ください。

(10) 足立区以外の奨学金制度と併用できますか？

併用できます。但し、日本学生支援機構「給付奨学金・授業料減免制度」のサポートを受ける場合、区の給付を減額します。また、授業料等を納めた後に授業料の減免が決定し、大学等から一部返還された場合は、区に返還していただきます。

(11) 在学中に留学予定です。留学・休学をしても奨学金を受けられますか？

留学・休学期間は奨学金の給付を停止します。事前にご相談いただき、学校発行の留学・休学証明書等の提出があれば、復学後に給付を再開します（成績不振等による留年の場合は給付を取り消すことがあります）。

(12) 大学を一旦退学して、別の大学へ再入学した場合はどうなりますか？

在学していた大学等で足立区から給付を受けた場合は、その大学等を退学した時点で給付は取り消し（廃止）となります。この場合、別の大学等へ再入学するまでの期間が高校を卒業してから2年以内であっても、再入学した大学等で継続および新規申込はできません。